

福岡県医発第453号(地)

平成20年5月20日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

日本医師会「厚生労働省第三次試案に対する見解(案)」の送付について

標記の件につきまして、去る4月24日に日本医師会において「厚生労働省第三次試案に関する都道府県医師会担当理事連絡協議会」が開催され、各都道府県との意見交換が行われました。その中で、この第三次試案が今日の刑事訴追の誤った流れから一歩も二歩も改善させた現実的解決策であると評価した意見が多数であった一方、刑事罰の適応の問題や行政処分の実施方法、調査委員会の設置場所の問題並びに重大な過失の意味するところ等、まだ明確にしなければならない点や疑問があるとの意見も出されました。

今般、これらの意見をもとに別紙のとおり「厚生労働省第三次試案に対する見解(案)」をとりまとめた旨、日本医師会より通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても第三次試案に基づく制度化についてご理解いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、日本医師会では、別紙見解(案)の公表を予定していることを申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 福富稔明
松行眞門
会長 丸山 泉

(医安 14)

平成 20 年 5 月 16 日

都道府県医師会
医療安全担当理事 殿

日本医師会
常任理事 木下



日本医師会「厚生労働省第三次試案に対する見解(案)」送付について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本会会務運営に際しましてご高配を賜り深く感謝申し上げます。

厚生労働省第三次試案に関しましては、先般「厚労省第三次試案に関する都道府県医師会担当理事連絡協議会」を開催し、意見交換を行い大変貴重なご意見を拝聴致しました。

今般、頂きましたご意見を踏まえ、別紙のとおり「厚生労働省第三次試案に対する見解(案)」をとりまとめました。

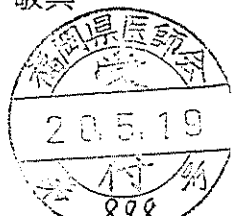
本見解に至る経緯として、我々医療担当者は福島県立大野病院事件のような不当な事件を二度と起こさないために、医師法第 21 条を改正することにより警察への届出から始まる誤った刑事訴追の流れを変える、現実的な第一歩となる制度であると考えております。

本会としては、別紙見解(案)にて公表したいと考えております。

そこで、都道府県医師会におかれては、ご意見があればお聞かせいただきたいと存じますが、第三次試案に基づく制度化について何卒ご理解賜りたいと存じます。

つきましては、別紙をご覧頂き、ご意見ご要望等ございます場合には恐れ入りますが F A X (03-3946-6295) にて 5 月 23 日(金)までに本会宛ご連絡をいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具



厚生労働省第三次試案に対する見解（案）

日 本 医 師 会

現在の医師法第21条による異状死の解釈問題は、都立広尾病院事件における平成16年4月13日の最高裁判決によって「死体を検案して異状を認めた医師は自己がその死因等につき診療行為における業務上過失致死罪の罪責を問われるおそれがある場合にも、本件届出義務を負うとすることは憲法第38条1項に違反するものではないと解するのが相当である。」との判断を示すことで決着した。このことは、現行医師法第21条が存在する限り、医療事故による死亡が異状死ではないと判断されないことから、警察への届出義務を免れないことを意味する。

このように、医師法第21条による医療事故による死亡事例の警察への届出義務から始まる刑事訴追への誤った仕組みが続く限り、全ての医師、特に外科や産婦人科、また救急救命担当医等の不安は一層大きくなり、さらに若手研修医の外科系診療科を敬遠する流れを止めることはできず、医療崩壊に拍車がかかることは必定である。

この状況を抜本的に改めるためには、医師法第21条を改正し、警察ではなく新たな届出先として中立的な第三者機関である医療安全調査委員会を新たに設置することにより、医療の質の向上と安全に資するべく死因究明・再発予防の制度を作ること以外に方策はない。

本会では、本年4月3日に厚生労働省から発出された「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案―第三次試案―」を受け、直ちに全国47都道府県医師会に対し、第三次試案に関するアンケート調査を行った。

その結果、「第三次試案に基づき制度を創設すべき」という回答は36医師会(77%)、「第三次試案に基づき制度を創設すべきでない」は7医師会(15%)、その他4医師会(9%)であった。

このアンケート調査結果に基づき、「厚生労働省第三次試案に関する都道府県医師会担当理事連絡協議会」を開催し、各都道府県医師会との質疑応答を行った。

そこでは、この第三次試案が今日の刑事訴追の誤った流れから一歩も二歩も改善させた現実的解決策であると評価した意見が多数であった。

一方で、刑事罰の適応の問題や行政処分の実施方法、調査委員会の設置場所の問題並びに重大な過失の意味するところ等、まだ明確にしなければならない点や疑問があるとの意見も出された。これらの明確にすべき内容は、改めて厚生労働省に要望を行うことは勿論、警察庁・法務省に対しては、参議院決算委員会での両刑事局長による「試案の内容は厚労省と合議し、了解している」との答弁の通り、試案の記載内容の遵守を求めていく。

今回の医師法第21条の改正問題のように、利害関係が異なる人々に影響する法律を作成するということは大変難しい作業であるが、第三次試案で示されたように、全ての医療事故を免責にするということとは出来ないまでも、調査委員会に届出を行うことによって医師法第21条の所轄警察署への届出を要しない点や、そのことにより99%刑事罰の対象とならないこと等、司法・警察当局者を交えた厳しい議論と協議の結果、合意がなされた点は、我々医療従事者として十分評価しなければならない。

本会は、反対意見として貴重な意見が寄せられたことを十分受け止めつつも、多くの医師会の賛意を重く受け止め、今回の厚生労働省第三次試案に基づく、医師法第21条の改正と、医療安全調査委員会設置の法制化を強く要望する。